⑧　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑨　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑩　上記⑨の「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。

⑵　応募者に共通の参加資格要件　代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法（平成11年法律第117号）第９条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　競争資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　本事業に係るアドバイザリー業務に携わった株式会社建設技術研究所、株式会社学校文化施設研究所及びシリウス総合法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑦　有識者等委員会（「東石井・天山地区電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会」）の委員及び委員以外の者で有識者等委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、上記⑴⑩に同じ。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、設計業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

①　四国地方整備局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

②　次のいずれかの実績（設計共同企業体にあっては、代表者について１件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成19年４月１日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
・電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア　管理技術者は次のいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）（設計）

イ　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成19年４月１日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
・電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

④　上記②、③のイの実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務及び既存ストックに対する工事を除く工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。但し、工事に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。既存ストックを活用する工事を行う者は、次の④の要件を満たさなければならない。但し、既存ストックを活用しない提案を行う場合はこの限りではない。

①　四国地方整備局における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「Ａ等級」または「Ｂ等級」に認定されている者であること。

②　平成14年４月１日以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず分担工事が同種工事の実績を有すること。

・同種工事として、供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で電線共同溝若しくは情報ボックス工事を施工し、かつ当該工事において交通規制を実施した実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）を当該事業に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械工技士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ　平成14年４月１日以降に、元請けとして同種工事（上記②に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。